

苓北町奨学資金 予約奨学生 募集のしおり



高 等 学 校
中等教育学校（後期課程）
高 等 専 門 学 校
専 修 学 校（高等課程）
大 学 ・ 短 期 大 学

の令和7年度入学予定者用

◎奨学資金は貸付金ですので、必ず期限どおりに返還しなくてはなりません。また、先輩が返還した奨学金が、再び後輩の奨学金としてリレー活用されています。

苓北町では、令和7年度に高校等へ入学する予定で、勉学に意欲がある生徒を対象に、苓北町奨学資金の予約奨学生を募集します。

この予約奨学生は、申請者の中から家計状況や学習成績を基に選考し、決定します。また、奨学金の貸与（貸付）は、令和7年4月に高校等へ進学することを条件に行うもので、進学しなかった場合は、貸与は受けられません。

学校への提出期限 年 月 日

※ 奨学金の申込みは、在学する学校を通して行います。詳しいことは在学する学校の奨学金担当へお尋ねください。

苓北町教育委員会

〒863-2503 熊本県天草郡苓北町志岐660番地

電話 0969-35-2111 苓北町教育委員会 奨学金担当

令和7年度苓北町奨学資金予約奨学生募集の概要

・苓北町では、次のとおり学資として奨学資金を貸与する制度を設けています。

	苓北町奨学資金				
対象者	<p>【所得基準】</p> <p>●次のいずれかに該当すること。</p> <p>①申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている場合</p> <p>②申請者の属する世帯で収入のある者全員が、地方税法の規定により、令和6年度（令和5年分）の町民税が非課税又は減免になっている場合</p> <p>③申請者の属する世帯の令和6年度（令和5年分）の所得合計が、日本学生支援機構の家計基準額以下の場合</p> <p>《世帯全員の所得の目安》</p> <p>1. 4人世帯の場合・・・349万円（給与所得以外の所得金額） ・・・747万円（給与所得の収入金額）</p> <p>2. 5人世帯の場合・・・514万円（給与所得以外の所得金額） ・・・922万円（給与所得の収入金額）</p> <p>◎基準額は世帯の年齢、家族構成等によって異なります。</p> <p>◎上記目安金額以上であっても、家族構成、家庭の事情等によっては、基準に合致する場合があります。</p> <p>【成績基準】</p> <p>●次に該当すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%;">高校、高専に入学予定</td> <td>中学1～2年と中学3年の1学期の評定平均が<u>3.0</u>以上であること。</td> </tr> <tr> <td>大学、短大、専修学校に入学予定</td> <td>高校1～2年と高校3年の1学期の評定平均が<u>3.2</u>以上であること。</td> </tr> </table> <p>※ただし、特別の事情等があると認められる場合は、この限りでない。</p>	高校、高専に入学予定	中学1～2年と中学3年の1学期の評定平均が <u>3.0</u> 以上であること。	大学、短大、専修学校に入学予定	高校1～2年と高校3年の1学期の評定平均が <u>3.2</u> 以上であること。
高校、高専に入学予定	中学1～2年と中学3年の1学期の評定平均が <u>3.0</u> 以上であること。				
大学、短大、専修学校に入学予定	高校1～2年と高校3年の1学期の評定平均が <u>3.2</u> 以上であること。				
連帯保証人	<p>●奨学金の貸与を受けるに当たり連帯保証人が必要となります。</p> <p>1. 連帯保証人：苓北町奨学生の保護者（父、母）</p> <p>2. 連帯保証人：苓北町奨学生と生計を別にする者で、一定の職業を有し、かつ独立の生計を営み、また主たる生計の維持者であること</p> <p>※1. 保護者のうちどちらか欠けた場合は、一人で構いません。</p> <p>※原則として、未成年及び65歳以上の方は連帯保証人になることはできません。</p> <p>※連帯保証人が死亡された場合、連帯保証債務は財産として相続され、相続人が連帯保証人としての義務を負うこととなります。</p> <p>※当町奨学資金債務に関し滞納が発生している場合には、当該債務に係る連帯保証人が、新たに別の奨学生（兄弟姉妹等）の連帯保証人になることはできません。</p>				
提出書類	① 苓北町奨学資金貸付予約者申請書				

	② 奨学生推薦調書 ③ 保証書 ④ 住民票謄本（世帯全員分） ⑤ 町が発行する所得（課税）証明書：令和6年4月1日現在の年齢が16歳以上の世帯全員分（高等学校等在学者は除く） ⑥ その他教育委員会が必要と認める書類
予約決定	令和7年3月上旬予定
本採用	令和7年5月上旬予定
その他	苓北町のほか、熊本県でも「育英資金」として奨学金の貸付が行われております。また、その他の奨学金制度もあります。 申請者の家計事情にあった奨学金を受けるためにも、苓北町以外の奨学金制度の内容も十分ご確認され、申請をされるようお願いいたします。

☆奨学金を申し込むにあたって、 知っておいていただきたいこと

- (1) 家庭の経済事情や返還時の負担などを考え、保護者と生徒さんがよく話し合ったうえで申し込んでください。
- (2) 苓北町の奨学金は借りる（貸与）ものです。必ず返さなくてはなりません。
- (3) 奨学金の申込みや借りるのは生徒さん自身です。保護者ではありません。返していくのも生徒さんになります。
- (4) 奨学金制度は、先輩が返還した奨学金が後輩の奨学金に活用され、学生生活を支える仕組みとなっています。返還金とともに先輩の意欲と責任感が後輩にリレーされることによって成り立っています。

I. 苓北町奨学資金の内容

1. 奨学資金の目的

苓北町では、学業成績が優秀で向学心に富む学生又は生徒で、経済的理由により修学困難な人に対し、学資の貸与（貸付）を行っています。

頑張っている学生、生徒だれもが平等に、また安心して教育を受けられるように、そして将来広く社会に貢献し得る人材を育成することを目的として、奨学金制度を設けています。

苓北町から学資の貸与を受ける学生、生徒を「苓北町奨学生」といい、貸与される学資を「奨学資金」といいます。苓北町奨学生は、奨学資金の貸与を希望する人の中から選考のうえ決定します。

奨学資金は原則として卒業後必ず返還しなければなりません。その返還金は、後輩の奨学資金として再び活用されます。後輩もまた、経済的な心配をすることなく安心して勉学に励めるよう、みんなで支えていくことが大切になります。

2. 苓北町奨学生の心得

苓北町奨学生は、町の定める苓北町奨学資金貸付条例及び苓北町奨学資金貸付条例施行規則を守り、学校の指導に従うとともに、苓北町奨学生としての資質の向上に努める必要があります。

したがって、勉学の意欲がなく、学校内外の規律を乱すなど、苓北町奨学生として適当でないと認められたときは、奨学資金の貸与を停止、又は取り消すことがあります。

3. 申請の資格

申請の資格は、次の各項すべてに該当する者としてします。

- (1) 申請者と生計を共にしている家族で、その生計を主に維持している者(以下「生計の主たる維持者」といいます。)が苓北町内に居住していること。
なお、生計の主たる維持者が単身赴任等により町外居住者であっても、同一世帯として認められるときは、生計を共にしているものとして扱います。
- (2) 学校教育法による高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程)・大学・短期大学に在学している学生、または令和7年度に入学を予定する生徒であること。
- (3) 各世帯の家計状況が、次の①から③のいずれかに該当すること。
 - ①申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けていること。
 - ②申請者の属する世帯で収入のある者全員が、地方税法の規定により令和6年度(令和5年分)の町民税が非課税又は減免になっている場合。
 - ③申請者の属する世帯員の令和6年度(令和5年分)の所得合計が、日本学生支援機構の家計基準額以下の場合。(世帯全員の所得の目安)

4人世帯・・・349万円(給与所得以外)	747万円(給与収入)
----------------------	-------------

5人世帯・・・514万円(給与所得以外)	922万円(給与収入)
----------------------	-------------

4. 貸与月額

区 分	貸与月額
高等学校	12,000円以内
高等専門学校	12,000円以内
専修学校	35,000円以内
大学・短期大学	35,000円以内

5. 貸与方法

- (1) 奨学資金は、毎月10日に口座振込みにより貸与します。(※新規採用者の初回分のみ、5月に2か月分まとめて貸与します。)
- (2) 振込みは、苓北町奨学生本人又は保護者の普通預金口座に行います。

6. 貸与期間

令和7年4月から、進学を希望する学校の正規の修業年限の終期までとします。

7. 連帯保証人

連帯保証人1：苓北町奨学生の父・母…2人

連帯保証人2：苓北町奨学生と生計を別にする者で、一定の職業を有し、かつ独立の生計を営み、また主たる生計の維持者である人…1名

※連帯保証人1 保護者のうちどちらか欠けた場合は、一人で構いません。

※連帯保証人については、原則として、未成年及び65歳以上の方は連帯保証人になることはできません。

※連帯保証人が死亡された場合、連帯保証債務は財産として相続され、相続人が連帯保証人としての義務を負うこととなります。

※当町奨学資金債務に関し滞納が発生している場合には、当該債務に係る連帯保証人が、新たに別の奨学生（兄弟姉妹等）の連帯保証人になることはできません。

8. 返還

貸与利率	無利子
返還期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校、高等専門学校 → 貸与を受けた年数の2倍以内で返還する ・ 大学、短期大学、専修学校 → 貸与を受けた年数の3倍以内で返還する
返還開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校 → 貸与終了後、1年間の措置期間をおいてから開始 ・ 高等専門学校、大学、短期大学、専修学校 → 貸与終了後、翌月から開始
返還方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金口座引落又は納付書(原則、口座引落にご協力ください) → 返還方法は、返還計画書を提出していただきますので、そのとおり行います。
返還が遅滞した場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与を受けた本人が返還しない場合は、直ちに連帯保証人に返還を請求します。 ・ 返還義務が履行されない場合、裁判所への支払督促申立や訴訟等の法的措置を執ることがあります。

◇奨学金の返還例

苓北町の奨学金は貸与であり、返還の義務があります。下記の月賦返還例を参考として、返還する義務があることを十分自覚したうえで、申込みをしてください。

○高校入学者

- ・ 3年間借りて、卒業後1年間据置、6年かけて返還する場合
(返還時の年齢：20歳～25歳)

貸与月額	貸与総額	月賦返還額	返還回数(期間)
12,000円	432,000円	6,000円	72回(6年)

○大学(4年制)入学者

- ・ 4年間借りて、卒業後、12年かけて返還する場合
(返還時の年齢：23歳～34歳)

貸与月額	貸与総額	月賦返還額	返還回数(期間)
35,000円	1,680,000円	11,666円※	144回(12年)

※年間返済例 (10,000円×10回、20,000円×2回)

○短期大学、専修学校(2年制)入学者

- ・ 2年間借りて、卒業後、6年かけて返還する場合
(返還時の年齢：21歳～26歳)

貸与月額	貸与総額	月賦返還額	返還回数(期間)
35,000円	840,000円	11,666円※	72回(6年)

※年間返済例 (10,000円×10回、20,000円×2回)

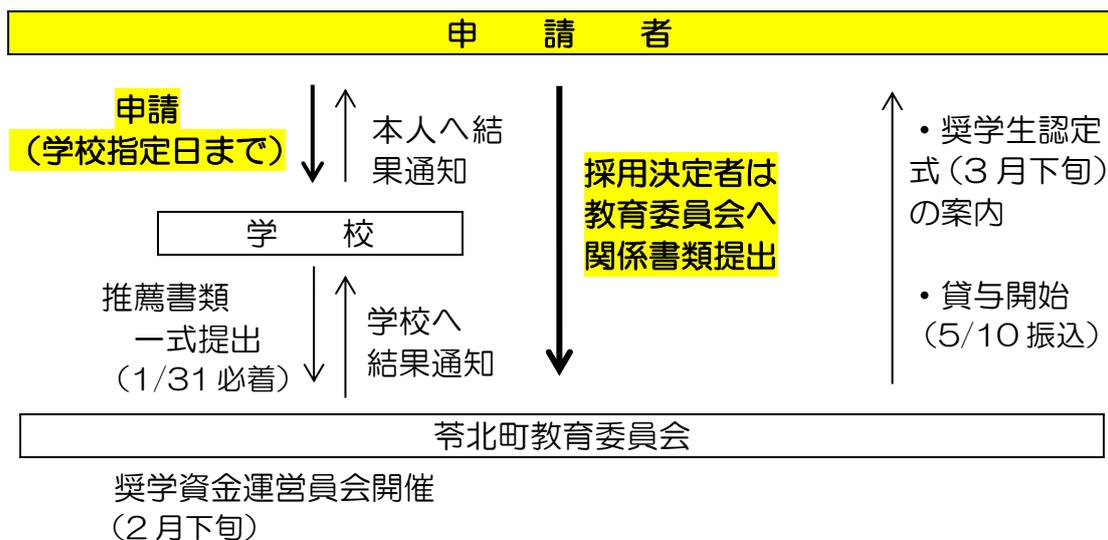
9. 申請締切期日

申請関係書類は、在学学校へ提出して証明を受けてください。

※学校への提出期日（学校から指示されます。）

※学校から町への提出締切期日 令和7年1月31日（金）必着

【申請から貸与開始までの流れ】



10. 選考方法

苓北町(教育委員会)では、苓北町奨学資金運営委員会にはかって採用を決定します。

11. 貸与予約者決定の時期と通知方法

(1) 貸与予約者決定の通知時期は、3月上旬以降の予定です。

(2) 貸与予約者決定の可否は学校長を通じて本人に通知しますので、苓北町への直接の問合せはご遠慮ください。

12. その他

予約奨学生への苓北町奨学資金の貸与は、令和7年4月に進学することを条件に行うもので、進学しなかった場合は貸与は受けられません。

Ⅱ 申請書の書き方

次の書類を添えて学校を経由のうえ町教育委員会に提出してください。

	提出書類	留意事項
1	苓北町奨学資金貸付予約者申請書	申請時現在の状態で、事実をありのままに、よく分かるよう記入してください。記載すべきことが書かれていないものや記載内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合には、採用後においても採用取り消しとなることがあります。 ※家族欄には、同一生計の家族についてすべて記載してください。 (住民票が別々であっても、同一生計であれば必ず記入してください。) 例) 住民票を別にしている祖父母 単身赴任している家族 など
2	奨学生推薦調書	在学する学校の校長の職印を受けて提出してください。
3	保証書	連帯保証人 連帯保証人1：申請者の父・母 連帯保証人2：申請者と生計を別にする者で、一定の職業を有し、かつ独立の生計を営み、また主たる生計の維持者である人・・・1名 <u>※連帯保証人については、原則として、未成年及び65歳以上の方は連帯保証人になることはできません。</u> <u>※当町奨学資金債務に関し滞納が発生している場合には、当該債務に係る連帯保証人が、新たに別の奨学生（兄弟姉妹等）の連帯保証人になることはできません。</u>
4	住民票 ※世帯全員分	<u>単身赴任や進学のため同居はしていないが、同一世帯(生計が同一)の場合は、その世帯員分の住民票も提出が必要です。</u> <u>また、世帯分離されている祖父母等がいる場合にも、同一世帯(生計が同一)の場合は、その世帯員の住民票の提出が必要です。</u>

5	<p>収入が確認できる書類 ※令和6年4月1日現在の年齢が16歳以上の世帯全員分 (ただし、高等学校、高等専門学校、専修学校等に在学している者は除きます。)</p>	<p>町発行の令和6年度所得(課税)証明書(令和5年1月から12月分)を提出してください。</p> <p>○生活保護を受給されている場合 上記証明書に加えて福祉事務所発行の<u>保護証明書</u>を提出してください。</p> <p>○失職、転職(転職による収入減がある場合)、災害、疾病等により、<u>上記証明書の内容が現在の生活実態を正確に反映していない場合</u> <u>上記証明書に加え、様式1の「申立書」を提出することができます。</u> なお、<u>申立書を提出する場合、原則、申立書に記載の事実を証明する資料を併せて提出してください。</u></p> <p>※申請時、失職している場合には、「離職票」などを添付してください。 ※転職により、所得証明書記載の所得状況(令和5年1月から12月)と現状が異なっている場合、(収入減の場合)は、現在の職業の給与明細書等の写し(直近3カ月分)を添付してください。</p>
6	調査等同意書	<p>当町奨学資金の貸与、返還の実施に関して調査や照会が必要な場合、当該同意書の写しを付けて関係の官公庁等に調査や照会を行いますので、その際の同意書になります。</p>

※苓北町奨学資金申請 書類チェック表で必ず提出前の確認を行い、確認後は書類チェック表を提出書類の一番上にして学校に提出してください。

注1)「申請者」欄は正確に記入し、氏名にはフリガナをつけてください。住所は省略することなく記入し、また、団地・アパート等は棟号・部屋番号まで正確に記入してください。電話番号は、固定電話、携帯電話の双方を記載してください。

注2) 他の奨学金との併願

「他の奨学金の申込」欄に必ず記入してください。

注3) 「家族及び所得状況」欄に記入する「家族」には同一世帯（本人含む。）で生計を共にする者全員について記入してください。

独立の生計を営む者は記入する必要はありません。

1. 「続柄」は、申請者本人からみた関係（父母兄妹など）を記入してください。
2. 「年齢」は、令和6年4月1日現在で記入してください。
3. 「勤務先・学校名・学年」は申請時現在で記入してください。
4. 「所得額」は、令和6年度（令和5年分）所得（課税）証明書の所得金額を記入してください。
5. 転職等により、所得証明書の所得水準が申請時と大きく異なる場合は、直近3カ月分の給与明細票等を添付してください。
（申請書の所得欄には、現在の月収と賞与等を考慮し、年間所得を推算して記入してください。）
6. 申請時点で、失職中である場合は、離職票等の証明書類を添付してください。（申請書の所得欄には、所得は「0」と記入してください。）

記入例 北町奨学資金貸付予約者申請書

申請者	フリガナ	レイホク タロウ	性別	住所 〒 863-2*** 熊本県天草郡苓北町
	氏名	苓北 太郎	男	〇〇**** 番地 電話 0969-〇〇-xxxx
生計維持者	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	進学希望校	熊本県立〇〇高等学校
	在学学校名	苓北町立苓北中学校 第3学年	貸与期間	令和7年4月～10年3月
	他の奨学金の申込状況	<input checked="" type="radio"/> その他の奨学金（他の奨学金は申請していない、又は申請の予定はない。） <input type="radio"/> 該当する項目を選択（〇印）してください。		

生計維持者	フリガナ	レイホク イチロウ	住所 〒	—
	氏名	苓北 一郎	固定電話	0969-〇〇-xxxx
	フリガナ	(株)〇〇〇〇	携帯電話	090-1234-5678
	フリガナ	電話 ****-****		

続柄	氏名 生年月日 (R6/4/1現在の年齢)	同居別居の別	勤務先・学校名・学年等	所得額 円
家族及び所得	父 苓北 一郎 昭和〇〇年〇月〇日 (〇〇才)	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	(株)〇〇〇〇	2,000,000
	母 苓北 花子 昭和〇〇年〇月〇日 (〇〇才)	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	〇〇病院	300,000
	姉 苓北 教子 平成〇〇年〇月〇日 (〇〇才)	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	国立〇〇大学 〇年	50,000
本人を含む	本人 苓北 太郎 平成〇〇年〇月〇日 (〇〇才)	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	苓北町立苓北中学校 3年	
	妹 苓北 良子 平成〇〇年〇月〇日 (〇〇才)	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	苓北町立苓北中学校 1年	
	祖父 苓北 一太郎 昭和〇〇年〇月〇日 (〇〇才)	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居		950,000 930,000
	年 月 日 (才)	<input type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居		
	年 月 日 (才)	<input type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居		
所得額の合計				3,300,000 円

備考 (家庭事情で特記事項等がありましたら記入して下さい)

【注記】
 ・ペンまたはボールペンを使用し、修正液等は使用しないでください。
 ・同居・別居については、家族からみて判断してください。

上記のとおり相違ありませんので、苓北町奨学生として採用されるよう申請します。

令和 年 月 日

苓北町長 山崎 秀典 様

申請者本人(=生徒)の自署又は記名押印 → 本人 氏名 → 苓北 太郎 (自署又は記名押印)

生計の主たる維持者の自署又は記名押印 → 生計の主たる維持者 氏名 → 苓北 一郎 (自署又は記名押印)

異なる印鑑

(令和6年度所得証明書例)

町県民税所得証明書

住 所	志岐〇〇番地△
氏 名	茶北 一郎

氏 名	続 柄	令和6年度(令和5年分)の所得の内訳	
		(給与収入) (内 専従)	
生年月日		給 与 所 得	合計所得金額
茶北 一郎	世帯主	¥5,120,870 円	
昭和〇年〇月〇日		¥3,346,098 円	¥3,346,098 円

上記のとおり相違ないことを
証明します。

年月**日

※合計所得金額を申請書の所得
額欄に記入して下さい。

熊本県天草郡茶北町長 山崎 秀典

※わからない場合は、学校担当者にご確認ください。

記入例 奨 学 生 推 薦 調 書

住 所	苓北町〇〇 △△番地	男	進学希望	熊本県立〇〇高等学校
氏 名	苓北 太郎 <small>*年*月*日生</small>	女	学校名	

学習成績の評定平均値	推 薦 順 位	調 書 作 成 者 氏 名
中 学 校	人 中 位	印
高 校		

※この枠内は、学校にて記入しますので、記入の必要はありません。

経済状態から奨学金が 1 絶対に必要 2 必 要 3 その他

上記の者は、向学心に富み有能であり、苓北町奨学生として適当と認め推薦します。

年 月 日

苓北町長 山崎 秀典 様

学 校 名

校 長 名

印

記入例

保証書

苓北町奨学生申請者

住所 苓北町〇〇 △△番地△

氏名 苓北 太郎

上記の者が、苓北町奨学金貸与条例により苓北町奨学金の貸与を申請しましたが、奨学金の返還については、保証人としての義務を履行します。

また、苓北町奨学生として勉学に励み、社会に役立つ人間になるよう指導していきます。

【注記】

①ペンまたはボールペンを使用してください。

②各欄該当する人が、必ず自署(記入)し各自の印を鮮明に押印してください。

③訂正が生じた場合は、各該当欄に押印した各自の印を以て訂正印として押印してください。

(修正液や他の印鑑による訂正はできません。)

年 月 日

苓北町長 田嶋 章二様

※連帯保証人となる人が自署してください。

連帯保証人=保護者(父、母)

連帯保証人=申請者と別世帯で主たる生計の維持者

※連帯保証人の印は実印を押印してください。

連帯保証人
(保護者)

住所 苓北町〇〇 △△番地△

氏名 苓北 一郎

実印

電話番号 0969 - 〇〇 - ××××

連帯保証人
(保護者)

住所 苓北町〇〇 △△番地△

氏名 苓北 花子

実印

電話番号 0969 - 〇〇 - ××××

連帯保証人

住所 苓北町〇〇 □番地△

氏名 苓北 次郎

実印

電話番号 0969 - 〇〇 - △△△△

調査等同意書

苓北町奨学資金の貸与、返還の実施のために必要があるときは、下記の申請者本人及び連帯保証人の住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、苓北町教育委員会が官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が苓北町教育委員会に対し当該調査等に回答することに同意します。

なお、本同意書は同意書作成日以降苓北町奨学資金の返還が終了するまで、下記の住所、氏名に変更があった場合も、有効な旨、併せて同意します。

記入日を記載してください。 → 年 月 日

苓北町長 様

申請者本人

住所 苓北町〇〇 △△番地△

申請者本人が自署又は記名押印してください。

氏名 苓北 太郎

印

連帯保証人

住所 苓北町〇〇 △△番地△

氏名 苓北 一郎

印

連帯保証人

住所 苓北町〇〇 △△番地△

氏名 苓北 花子

印

連帯保証人

住所 苓北町〇〇 □番地△

氏名 苓北 次郎

印

連帯保証人となる人が自署又は記名押印してください。

Ⅲ 採用後の手続き

1 苓北町奨学生に正式に採用となるには

入学後、在学証明書を指定された期日までに苓北町教育委員会へ提出してください。高校等へ入学したことを確認したうえで苓北町奨学生の正式な決定を行い、奨学生決定通知書を送付します。

2 採用となった人には

4月以降に次の書類をお渡しします。連帯保証人の印鑑証明書とともに提出期限までに苓北町教育委員会へ提出が必要になります。

- ・奨学資金借用基本証書
- ・奨学資金返還明細書
- ・口座振替承諾書
- ・誓約書
- ・連帯保証人の印鑑証明書

※正当な理由なく期日までに提出しない場合は、採用を取り消します。ただし、やむを得ず期限までに間に合わない場合は、苓北町教育委員会（奨学金担当）まで連絡してください。

3 誓約書

誓約書は、苓北町奨学生、連帯保証人が果たす責任と義務について約束するためのものです。

- (1) 連帯保証人は、申請時に保証書に記載した方です。
- (2) 誓約書は、苓北町奨学生及び連帯保証人がそれぞれ自分で記入し、押印（実印）してください。
- (3) 奨学生及び連帯保証人の住所は、省略することなく番地まで、また、アパート等は棟号、部屋番号まで正確に記入してください。
- (4) 誓約書の日付は、奨学資金借用基本証書と同日にし、苓北町教育委員会へ提出する年月日を記入してください。

4 貸与の取消しなど

次の項目に該当する場合は、苓北町奨学資金の貸与を取消しますので速やかに苓北町教育委員会まで連絡してください。

- ・辞退するとき
- ・退学するとき
- ・休学するとき

※苓北町奨学資金の貸与を取消されたときは、規則に従い速やかに返還が開始されます。

5 返還の猶予

卒業後、大学又はこれに準ずる学校等に進学したとき、災害を受けたとき、

病気で長期療養の必要があるとき、その他やむを得ない理由により返還が困難となったときは、本人の申請によりその状況を審査のうえ、一定期間返還を猶予することができます。

願出の理由	証明書	証明書発行者	猶予期間
大学等へ進学	在学証明書	在学学（校）長	学校に在籍している期間。（毎年4月に在学証明書の提出）
災害	罹災証明	市町村長	左記の理由が継続している期間。
病気	診断書等	医師	
その他やむを得ない理由	その事実を明らかにする証明書	その事実を証明できる公的機関	

6 返還免除

条例で定めた免除規定に該当するときは、申請により返還額の全部又は一部を免除することができます。

- ・奨学生が死亡したとき。
- ・発病その他真にやむを得ない事情により返還が困難であると認められたとき。
- ・規則で定める返還免除に該当するとき。

令和6年度から返還免除対象が拡充しています！

本町における人材確保及び定住・就職の促進を目的とし、苓北町奨学資金制度の貸与を受けている方の返還免除について、令和6年度から下記のとおり拡充されています。

- ・町内に居住し、苓北町内で就業している方 2/3免除
- ・町内に居住し、苓北町を除く天草地域で就業している方 1/2免除

また、他の奨学金制度をご利用の場合で、令和6年4月1日以降、町内居住・町内就労する場合は、翌年度に町独自の奨学金返還支援制度が受けられる場合があります。

※願出時点から審査の結果が出る時点まで、返還を延滞していないことなど条件があります。

※詳しくは、苓北町教育委員会奨学金担当へお問い合わせください。